

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年1月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区情報セキュリティ監査等業務委託

(2) 業務内容

本業務は、区の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用等の情報セキュリティ対策について、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠して適切に実施されているか否かを点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導を行うことにより、区の情報セキュリティの向上に資することを目的とする。

以上を踏まえ、以下の業務を実施すること。

① 外部監査・フォローアップ監査・基幹システム外部データセンター監査実施

客観的な情報セキュリティ監査基準に基づき、区の実情にあった監査項目を抽出し、監査対象における世田谷区情報セキュリティポリシー等への準拠性について、助言型監査を実施する。

② 内部監査・セルフチェック実施支援

区が実施する内部監査について、客観的な情報セキュリティ監査基準に基づき、区の実情にあった監査項目を抽出して監査チェックシートを作成するとともに、監査結果の取りまとめ及びセキュリティ向上のための提言を行う。

また、区が実施するセルフチェックについて、セルフチェックシートの作成を支援し、結果の取りまとめ及びセキュリティ向上のための提言を行う。

③ 共通基盤システム監査実施

監査ガイドラインに記載されている「β'モデルを採用する場合の追加監査項目」及び「β・β'モデルを採用する場合の組織的・人的対策に係る監査項目」への準拠性について、助言型監査を実施する。

④ 標的型攻撃メール訓練実施

疑似攻撃メールを送付し、標的型攻撃メールの訓練を実施する。

⑤ 世田谷区CSIRTによるインシデント対応訓練実施

世田谷区CSIRTインシデント対応訓練（机上訓練を想定）を実施する。

(3) 履行期間

令和5年4月中旬頃から令和8年3月15日まで

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され、配当されることを条件として翌年度の契約を行う。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を受けていること。
- (7) 本業務を行う監査人のうち、チームリーダーを含めた複数名（主監査人及び主監査人補佐）が、以下のいずれかの資格を有していること。
 - ① ISMS主任審査員又は審査員
 - ② 公認情報システム監査人（CISA）
 - ③ システム監査技術者
 - ④ 公認システム監査人（CSA）
 - ⑤ JASA公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人
- (8) 平成30年度以降、自治体又は官公庁で情報セキュリティ監査業務を実施した実績を有していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）
- (2) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、世田谷区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3) 情報セキュリティに関する最新の専門知識、国や自治体の動向に関する広い知見
- (4) 契約締結後に区より提示する世田谷区の情報セキュリティポリシー関連規程類、

ネットワークや基盤システムの構成及び運用方法等に準じた業務の実施体制

- (5) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (6) 事業者及び業務責任者や主従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (7) 見積金額

5 手続等

(1) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻2丁目23番1号 世田谷区事務センター

世田谷区DX推進担当部DX推進担当課

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541

電子メールアドレス：電話で上記へ確認すること。

(2) 説明書（実施要領、提案要求仕様書）の交付期間、場所及び方法

①期間

令和5年1月20日（金）から2月3日（金）まで

（土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで）

②場所

5（1）に同じ。

③方法

希望者に無償配布する。

（以下、区のホームページからダウンロードすることも可）

目次から探す>「区政情報」>「区の組織情報・業務案内」>「区長部局（企画総務・区民生活）」>「DX推進担当部DX推進担当課」>「世田谷区情報セキュリティ監査等業務委託事業者を募集します」

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

①期限

令和5年2月3日（金）午後5時

②場所

5（1）に同じ。

③方法

説明書（実施要領、提案要求仕様書）で指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名等を明記のうえ、持参、郵送（締切日必着）または電子メールにより提出すること。

郵送または電子メールで提出した場合は、必ず5（1）へ電話で到着の確認をすること。

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

①期限

令和5年3月7日（火）午後5時

②場所

5（1）に同じ。

③方法

紙媒体及び電子データを提出すること。

紙媒体については、持参または郵送（締切日必着）により提出すること。

電子データについては、電子メールにて送付または電子媒体（CD-R）に保存のうえ持参または郵送（締切日必着）により提出すること。

郵送または電子メールで提出した場合は、必ず5（1）へ電話で到着の確認をすること。

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（2）契約保証金

免除

（3）契約書作成の要否

要

（4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

（5）費用負担

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

（6）提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

（7）透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

（8）契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

（9）事業詳細

詳細は説明書による。